

日 廃 振 セ 発 第 36 号  
令 和 8 年 6 月 23 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 正会員  
会 長 殿

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
理 事 長 関 荘 一 郎  
(公 印 省 略)

2026 年度「PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」の開催について（ご案内）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの教育研修事業につきましては、平素より特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記講習会につきましては、PCB 廃棄物の収集運搬に直接従事する者を対象に、廃 PCB 等の性状に関し特に注意すべき事項などの十分な知識及び技能を修得することを目的として、下記のとおり開催することとしております。

つきましては、本講習会の開催に際し、引き続き格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、関係者が本講習会を円滑に受講できますよう周知等につきましても特段のご配慮賜りますよう併せてお願い申し上げます。

なお、講習会テキスト（2025 年 6 月発行）につきましては昨年度から改訂しておりますので、今年度は PCB 特措法改正に係る参考資料（受講者への送付資料）のみを送付いたしますことを申し添えます。

#### 記

1. 講習会実施機関 : 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
2. 講習会開催の概要 : 別紙のとおり
3. 日程公表日 : 令和 8 年 7 月 1 日 (水) 9:00
4. 受付開始日 : 令和 8 年 7 月 1 日 (水) 9:00

以上

#### 【連絡先】

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
教育研修部 中西  
TEL 03-5807-5913/ FAX 03-5807-5912  
E-mail nakanishi@jwnet.or.jp



## 2026 年度 PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の概要

1. 講習会名 : PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会
2. 受講対象者  
「PCB 廃棄物処理事業」に係る PCB 廃棄物の収集運搬に直接従事する者  
※PCB 入り廃感圧複写紙等を選別し容器に収納、運搬する作業等に従事する方、試料の採取、分析業務に従事する分析機関の方、無害化処理等の業務に従事する方の受講を推奨致します。一部の自治体や銀行等では、PCB 入り感圧紙の分析、仕分け作業等の入札において、監督責任者等にこの講習会の修了を求めています。
3. 受講料 : 13,200 円 (消費税込)
4. 講習科目及び講師
  - ① PCB 廃棄物の性状及び取扱い (2 時間)  
講師：公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
  - ② PCB 廃棄物の処理と収集運搬に係る基準 (3 時間)  
講師：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
  - ③ 試験 (30 分)
5. 開催形式  
オンライン形式 (講義は事前にパソコン等で講義ビデオを視聴して受講し、後日、会場で試験を受ける 2 段階形式) により開催いたします。
6. 試験日程
 

事業所	開催地	開催日	開始時刻	会場	定員
豊田	愛知	2026 年 8 月 28 日(金)	13:30	名古屋サンスカイルーム	80 人
北九州	福岡	2026 年 9 月 17 日(木)	15:40	(公財)福岡県中小企業振興センター	78 人
東京	東京	2026 年 10 月 29 日(木)	15:40	ベルサール西新宿	75 人
大阪	大阪	2026 年 11 月 19 日(木)	15:40	天満研修センター	86 人
北海道	北海道	2027 年 1 月 28 日(木)	15:40	第二水産ビル	50 人
7. 実施機関等  
実施・受付機関 : 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
実施協力団体 : 各都道府県協会 (公益社団法人全国産業資源循環連合会正会員)

## ◆関係条文：廃棄物処理法施行規則 (抜粋)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

## 第 10 条の 13 第 2 号 申請者の能力に係る基準

- ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運

搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。

- (1) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に関し特に注意すべき事項
- (2) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い
- (3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置
- (4) 緊急時における連絡の方法

## PCB 特措法等の改正について（お知らせ）

令和8年7月1日現在

令和8年6月19日付けでポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO 法）の一部を改正する法律が公布され、一部を除き令和9年4月1日から施行されることとなりましたのでお知らせします。

### 【注意】

本講習会のテキスト及び講義の内容は、改正前の法令に基づいています。

修了試験は、本講習会のテキスト及び講義の内容から出題されます。

この参考資料（改正後の法令）の内容は、出題されません。

### 1. 改正の背景

- 高濃度 PCB 使用製品の届出に係る規定はあるが、低濃度 PCB 使用製品（トランス、コンデンサー等）については届出に係る規定や管理に係る基準がなく、課題であった。
- 低濃度 PCB 廃棄物については処分期限（令和9年3月31日まで）が定められているが、今後、低濃度 PCB 使用製品の使用を終了して廃棄物となった場合や保管中の廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物であると判明した場合についても当該廃棄物を確実に処理する必要がある。
- 高濃度 PCB 廃棄物については、JESCO による処分事業が既に終了しているが、今後も少量・散発的に新たな高濃度 PCB 廃棄物が発見される可能性があり、その処理が課題であった。

### 2. 改正の概要

#### （1）低濃度 PCB 使用製品の届出義務等

低濃度 PCB 使用製品を所有する者に対して、都道府県知事への届出義務及び管理基準の遵守を課すとともに、同製品の使用を終了した者又は保管する廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対して届出義務を課し、一定の期間内に処分を義務付けることとする。

#### （2）高濃度 PCB 廃棄物の処分義務

保管する廃棄物が高濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対しても、一定の期間内に処分を義務付けることとする。

#### （3）PCB 廃棄物処理計画の廃止

都道府県等における PCB 廃棄物処理計画の策定義務等を廃止することとする。

#### （4）JESCO の事業の見直し

JESCO の事業の範囲を見直すこととする。

### 3. 施行期日

本法律は、一部を除き、令和9年4月1日から施行することとする。

#### 4. 関連情報 URL

- 環境省

- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」の閣議決定について（2026年04月10日報道発表）

[https://www.env.go.jp/press/press\\_04131.html](https://www.env.go.jp/press/press_04131.html)



- ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/>



- 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>



- 低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>



- 経済産業省

- PCB 機器の処理促進

[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/kankyokeiei/pcb/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index.html)

